

新年度にあたって

岩手県中小企業団体中央会

会長 鈴木 宏延



4月、新年度のスタート月であり、多くの組合では、気持ちも新たに心を引き締めて新年度を迎えられたことと存じます。

最近のわが国経済は、米経済の減速、円高、原油高といった景気にとって逆風となる要因が回復を危うくするだけでなく、企業規模、地域、業種によって回復の足取りに顕著な差が見られる中、更に経済格差が拡大することへの懸念が指摘されていますが、本県もその例外ではありません。

格差は、いつの時代にも存在していましたが、今日ほどクローズアップされることがありませんでした。かつては、格差解消に対して希望を抱くことができましたが、今日は希望が見える地域等の人・物が集中し、希望が見えない地域等は閉塞感が強く、まさに希望格差社会とすることができます。

県では、希望が持てる岩手に変えていくため、総合発展計画の後期実施計画として「いわて希望創造プラン」の中で、ものづくり産業の振興を図るとともに、農林水産業や食産業、観光産業などの振興に力点を置いています。

国においても、顕在化する都市と地方の格差拡大に対応し、本年度から地域の基幹産業である農林水産業、商業、工業等での連携を強化し、相乗効果を発揮することで、地域経済の活性化を図る「農商工連携」を強力に推し進めることとしています。

今こそ、希望を抱く県土づくりを様々な分野で推進していくことが必要であり、中央会としても、県政発展の一翼を担い、県内の産業振興を通じて「希望の持てる岩手」の実現に使命感をもって臨む所存であります。

中央会の使命とするところは一貫して、中小企業組合等の連携組織に対する支援を通じて中小企業の振興・発展を図ることであり、未来に向かってその使命は不変であります。中央会は、その使命達成に向けて、中小企業組合等の連携組織の育成や機能の向上・進化を促し、中小企業が活力を維持し事業展開できるよう支援のスピードアップ、サービスの充実・強化に努めてまいります。

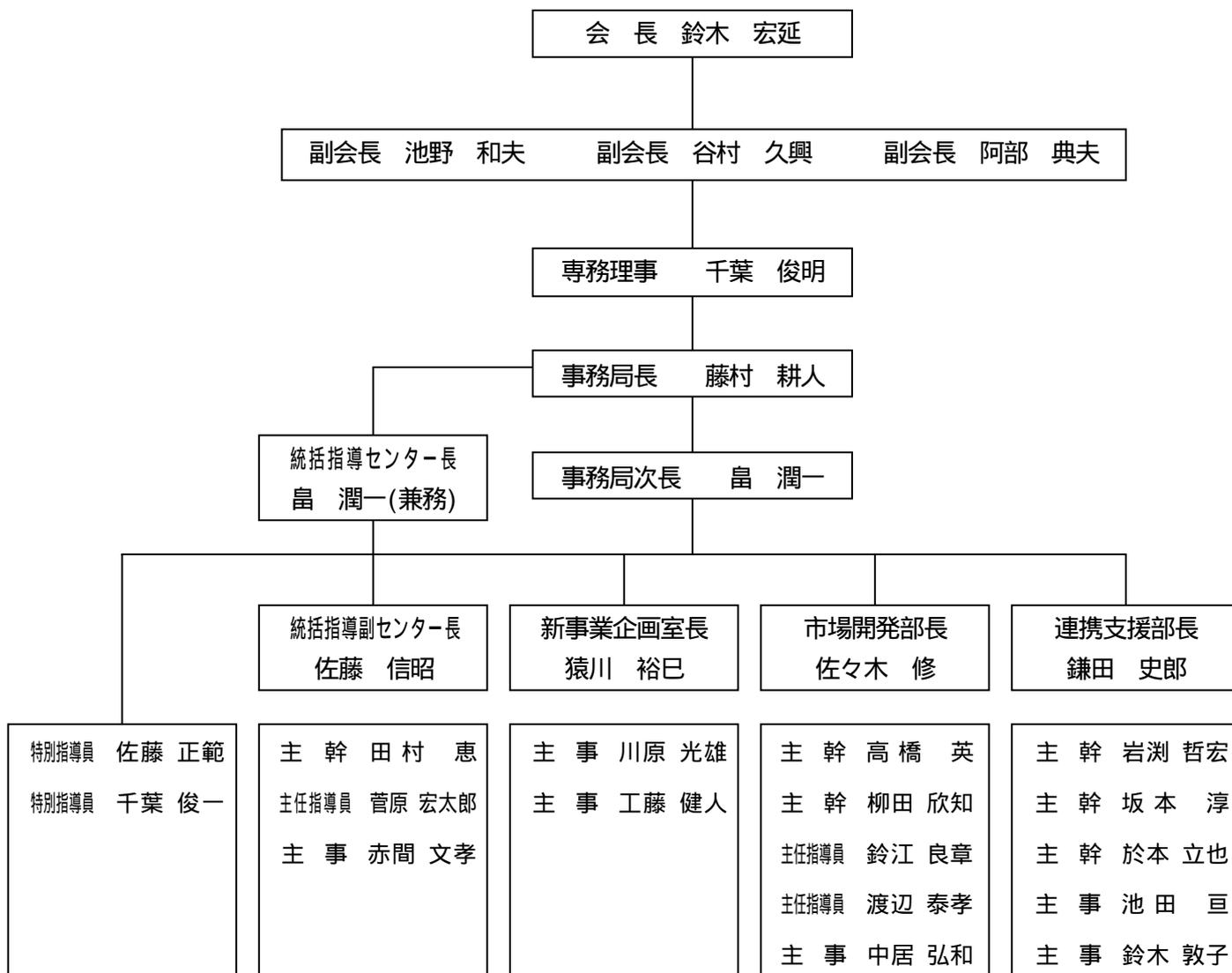
特に、本年度は国が推進する小規模企業をはじめとする中小企業の経営力向上を図る「地域力連携拠点」並びに第1次産業、第2次産業、第3次産業の垣根を越えた連携を促進する「農商工連携」に対応し、各種支援事業を積極的に実施していく所存であります。また、昨年度に引き続き「地域資源活用プログラム」等により新事業を創出する組合及び中小企業に対し、必要な支援を行ってまいります。

永年培ったノウハウに加え、場合によっては異なる支援方法を用いながら、組合を中心とする連携組織や中小企業、地域の発展に向けより多くの方々のお役に立ちたいと存じますので、新年度も一層のご支援ご協力を宜しく申し上げます。

平成 20 年度中央会事務局体制

平成 20 年 4 月 1 日から、中央会事務局体制が下記のとおりとなります。

会員組合及び組合員の皆様に対しまして、新体制を通じて一層質の高いサービスの提供に邁進して参りますので宜しくお願いいたします。



岩手県中小企業団体中央会

第 53 回通常総会開催のご案内

日 時：平成 20 年 5 月 14 日（水） 14:00 ~

場 所：ホテル東日本

盛岡市大通 3 丁目 3 番 18 号 TEL : 019-625-2131

平成 19 年度の組織化状況
5 組合設立認可

平成 19 年度に設立された組合は 5 組合、うち事業協同組合は 3 組合、企業組合が 2 組合となりました。組合の概要は次のとおりです。

< 事業協同組合 3 組合 >

奥州市水道工事業協同組合	理事長	紺野 正明	出資金	780 万円
胆江地区 5 市町村の合併に伴い、地区内の指定工事事業者が組織化。主な事業は、共同購買、水道施設の維持管理業務の受託、機器の共同利用。	住 所	奥州市	組合員数	39
	設立年月日（登記日）		平成 19 年 10 月 17 日	

一関地区自動車整備協同組合	理事長	菅原 民男	出資金	45 万円
任意団体「岩手県自動車整備振興会一関支部」から法人化。組合員における関係法令の徹底、経営の合理化を図り、地域業界の振興発展を目指す。主な事業は、共同購買、事務申請手続きの代行。	住 所	一関市	組合員数	45
	設立年月日（登記日）		平成 19 年 12 月 6 日	

岩手県港湾運送事業協同組合	理事長	小笠原 文也	出資金	50 万円
法改正により、港湾運送事業への参入要件が緩和されて競争が激化することを受け、既存の事業者が経営の効率化、提供サービスの維持向上のため組織化。主な事業は、港湾運送事業等に関する調査研究。	住 所	釜石市	組合員数	5
	設立年月日（登記日）		平成 19 年 12 月 21 日	

< 企業組合 2 組合 >

創造いわて企業組合	理事長	長谷川 清美	出資金	50 万円
団塊世代の定年退職者が、それぞれの経験・ノウハウを継続的に発揮する場を創出するために設立。主な事業は、住宅リフォーム工事、建設機械・設備等の営業代行など。	住 所	盛岡市	組合員数	5
	設立年月日（登記日）		平成 19 年 5 月 10 日	

かまいし水産振興企業組合	理事長	三塚 浩之	出資金	200 万円
消費者の食に対する「安全・安心」意識の高揚を機会とし、安全・安心な三陸の水産物資源の消費拡大を図ることを目的に設立。首都圏の飲食店への水産物販売を主な事業とする。	住 所	釜石市	組合員数	4
	設立年月日（登記日）		平成 19 年 10 月 25 日	

平成20年度 岩手県商工労働観光部 組織体制

<p>岩手県</p> <p>〒020-8570 盛岡市内丸10番1</p> <p>TEL:019-651-3111 (大代表)</p> <p>商工労働観光部 部長 廣田 淳</p> <p>副部長兼商工企画室長 齋藤 淳夫</p>	<p>科学・ものづくり振興課</p> <p>科学技術担当課長 高橋 喜勝</p> <p>総括課長 黒澤 芳明</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">主任主査 大越 俊也</td> <td style="text-align: center;">主任主査 高橋 雅彦</td> <td style="text-align: center;">主任主査 小野 和紀</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主査 田村 直司</td> <td style="text-align: center;">主査 平藤 互</td> <td style="text-align: center;">主査 鈴木 優</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主査 阿部 茂</td> <td style="text-align: center;">主査 細越 健志</td> <td style="text-align: center;">主査 鈴木 暁之</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主事 那須川 幸春</td> <td style="text-align: center;">主査 佐藤 聡</td> <td style="text-align: center;">主任 阿部 勝則</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">主事 梅澤 貴次</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">主事 工藤 健二</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">主事 佐藤 亜沙美</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">主事 高橋 尉</td> </tr> </table>	主任主査 大越 俊也	主任主査 高橋 雅彦	主任主査 小野 和紀	主査 田村 直司	主査 平藤 互	主査 鈴木 優	主査 阿部 茂	主査 細越 健志	主査 鈴木 暁之	主事 那須川 幸春	主査 佐藤 聡	主任 阿部 勝則			主事 梅澤 貴次			主事 工藤 健二			主事 佐藤 亜沙美			主事 高橋 尉	<p>経営支援課</p> <p>総括課長 佐藤 義昭</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">特命課長 高橋 徹</td> <td style="text-align: center;">主任主査 荒濱 清一</td> <td style="text-align: center;">主任主査 木村 久</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任 石川 恭也</td> <td style="text-align: center;">主任 高家 卓矢</td> <td style="text-align: center;">主任主査 山崎 隆</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任 小笠原 誠</td> <td style="text-align: center;">主任 上野 将一</td> <td style="text-align: center;">主査 藤村 真一</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">主任 山本 洋樹</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">非常勤職員 浅野 公男</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">主査 新沼 信雄</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">主任主査 鈴木 郁夫</td> <td style="text-align: center;">主事 川辺 正臣</td> <td style="text-align: center;">主査 千田 貴浩</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主事 小笠原 暢子</td> <td style="text-align: center;">主査 星野 俊一</td> <td></td> </tr> </table>	特命課長 高橋 徹	主任主査 荒濱 清一	主任主査 木村 久	主任 石川 恭也	主任 高家 卓矢	主任主査 山崎 隆	主任 小笠原 誠	主任 上野 将一	主査 藤村 真一			主任 山本 洋樹			非常勤職員 浅野 公男			主査 新沼 信雄	主任主査 鈴木 郁夫	主事 川辺 正臣	主査 千田 貴浩	主事 小笠原 暢子	主査 星野 俊一		<p>商工企画室</p> <p>主任主査 佐々木 隆</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">主査 大崎 誠幸</td> <td style="text-align: center;">主査 金野 重夫</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任 伊東 義学</td> <td style="text-align: center;">主査 森田 竜平</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任 作山 裕子</td> <td style="text-align: center;">臨時職員 齋藤 貴子</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">主事 梅津 敏裕</td> <td style="text-align: center;">主査 高橋 和則</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任 谷藤 雅代</td> <td style="text-align: center;">主任 漆澤 邦春</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主事 菟田 由樹子</td> <td style="text-align: center;">主任主査 小原 博</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">企画担当課長 藤田 徹</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">副部長兼商工企画室長 齋藤 淳夫</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">管理担当課長 八重樫 一洋</p>	主査 大崎 誠幸	主査 金野 重夫	主任 伊東 義学	主査 森田 竜平	主任 作山 裕子	臨時職員 齋藤 貴子	主事 梅津 敏裕	主査 高橋 和則	主任 谷藤 雅代	主任 漆澤 邦春	主事 菟田 由樹子	主任主査 小原 博
主任主査 大越 俊也	主任主査 高橋 雅彦	主任主査 小野 和紀																																																													
主査 田村 直司	主査 平藤 互	主査 鈴木 優																																																													
主査 阿部 茂	主査 細越 健志	主査 鈴木 暁之																																																													
主事 那須川 幸春	主査 佐藤 聡	主任 阿部 勝則																																																													
		主事 梅澤 貴次																																																													
		主事 工藤 健二																																																													
		主事 佐藤 亜沙美																																																													
		主事 高橋 尉																																																													
特命課長 高橋 徹	主任主査 荒濱 清一	主任主査 木村 久																																																													
主任 石川 恭也	主任 高家 卓矢	主任主査 山崎 隆																																																													
主任 小笠原 誠	主任 上野 将一	主査 藤村 真一																																																													
		主任 山本 洋樹																																																													
		非常勤職員 浅野 公男																																																													
		主査 新沼 信雄																																																													
主任主査 鈴木 郁夫	主事 川辺 正臣	主査 千田 貴浩																																																													
主事 小笠原 暢子	主査 星野 俊一																																																														
主査 大崎 誠幸	主査 金野 重夫																																																														
主任 伊東 義学	主査 森田 竜平																																																														
主任 作山 裕子	臨時職員 齋藤 貴子																																																														
主事 梅津 敏裕	主査 高橋 和則																																																														
主任 谷藤 雅代	主任 漆澤 邦春																																																														
主事 菟田 由樹子	主任主査 小原 博																																																														
<p>地域産業課</p> <p>総括課長 橋本 良隆</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">主事 兼平 龍太郎</td> <td style="text-align: center;">主事 高橋 英聖</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任 櫻田 功</td> <td style="text-align: center;">主事 山下 晋</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任主査 昆野 功</td> <td></td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">主査 工藤 祝子</td> <td style="text-align: center;">主査 小原 貴</td> <td style="text-align: center;">主査 土田 泰輔</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主査 岸 敦</td> <td style="text-align: center;">主査 三角 正裕</td> <td style="text-align: center;">主事 小笠原 久人</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">特命課長 飛鳥川 和彦</td> <td style="text-align: center;">主任主査 菊池 孝</td> <td style="text-align: center;">主任 鈴木 亨</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任主査 高橋 利明</td> <td style="text-align: center;">主事 村上 陽彦</td> <td style="text-align: center;">主査 千葉 敬仁</td> </tr> </table>	主事 兼平 龍太郎	主事 高橋 英聖	主任 櫻田 功	主事 山下 晋	主任主査 昆野 功		主査 工藤 祝子	主査 小原 貴	主査 土田 泰輔	主査 岸 敦	主査 三角 正裕	主事 小笠原 久人	特命課長 飛鳥川 和彦	主任主査 菊池 孝	主任 鈴木 亨	主任主査 高橋 利明	主事 村上 陽彦	主査 千葉 敬仁	<p>労政能力開発課</p> <p>担当課長 佐藤 祐一</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">主任主査 山口 吉男</td> <td style="text-align: center;">主査 神林 浩</td> <td style="text-align: center;">主査 長谷川 克信</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副主幹兼主査 武智 文子</td> <td style="text-align: center;">主査 川村 康範</td> <td style="text-align: center;">主任 石館 勝好</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">主事 小原 哲也</td> <td style="text-align: center;">主事 千田 朋宏</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主査 岡部 春美</td> <td style="text-align: center;">主事 工藤 一幸</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">総括課長 小山 雄士</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">主任 齋藤 正文</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主査 下川 知佳</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任 白井 宏</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">特命参事 寺本 樹生</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">主任主査 平賀 千佳子</td> <td style="text-align: center;">主事 日向 磨机子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任 菅原 良文</td> <td></td> </tr> </table>	主任主査 山口 吉男	主査 神林 浩	主査 長谷川 克信	副主幹兼主査 武智 文子	主査 川村 康範	主任 石館 勝好	主事 小原 哲也	主事 千田 朋宏	主査 岡部 春美	主事 工藤 一幸	主任 齋藤 正文	主査 下川 知佳	主任 白井 宏	主任主査 平賀 千佳子	主事 日向 磨机子	主任 菅原 良文		<p>観光課</p> <p>総括課長 菊池 和憲</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">参事 大久保 努</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">特命課長 石川 義晃</td> <td style="text-align: center;">主査 柴田 勝師</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主査 白澤 勉</td> <td style="text-align: center;">主任 阿部 功博</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主査 土井尻 英明</td> <td style="text-align: center;">観光振興専門員 小笠原 正人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任 佐藤 卓也</td> <td style="text-align: center;">主任 佐々木 敬</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任 染谷 れい子</td> <td style="text-align: center;">主任 齋藤 深雪</td> </tr> </table>	特命課長 石川 義晃	主査 柴田 勝師	主査 白澤 勉	主任 阿部 功博	主査 土井尻 英明	観光振興専門員 小笠原 正人	主任 佐藤 卓也	主任 佐々木 敬	主任 染谷 れい子	主任 齋藤 深雪	<p>企業立地推進課</p> <p>総括課長 保 和衛</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">主任 西川 信明</td> <td style="text-align: center;">主査 武田 顕</td> <td style="text-align: center;">主任主査 藤澤 良志</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">主査 十良澤 福志</td> <td style="text-align: center;">主査 佐々木 浩明</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">主査 千田 志保</td> <td style="text-align: center;">主任主査 瀬川 浩昭</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">主任 大野 貴洋</td> <td style="text-align: center;">主査 高橋 政喜</td> <td style="text-align: center;">主任主査 小島 純</td> </tr> </table>	主任 西川 信明	主査 武田 顕	主任主査 藤澤 良志		主査 十良澤 福志	主査 佐々木 浩明	主査 千田 志保	主任主査 瀬川 浩昭	主任 大野 貴洋	主査 高橋 政喜	主任主査 小島 純				
主事 兼平 龍太郎	主事 高橋 英聖																																																														
主任 櫻田 功	主事 山下 晋																																																														
主任主査 昆野 功																																																															
主査 工藤 祝子	主査 小原 貴	主査 土田 泰輔																																																													
主査 岸 敦	主査 三角 正裕	主事 小笠原 久人																																																													
特命課長 飛鳥川 和彦	主任主査 菊池 孝	主任 鈴木 亨																																																													
主任主査 高橋 利明	主事 村上 陽彦	主査 千葉 敬仁																																																													
主任主査 山口 吉男	主査 神林 浩	主査 長谷川 克信																																																													
副主幹兼主査 武智 文子	主査 川村 康範	主任 石館 勝好																																																													
主事 小原 哲也	主事 千田 朋宏																																																														
主査 岡部 春美	主事 工藤 一幸																																																														
主任 齋藤 正文																																																															
主査 下川 知佳																																																															
主任 白井 宏																																																															
主任主査 平賀 千佳子	主事 日向 磨机子																																																														
主任 菅原 良文																																																															
特命課長 石川 義晃	主査 柴田 勝師																																																														
主査 白澤 勉	主任 阿部 功博																																																														
主査 土井尻 英明	観光振興専門員 小笠原 正人																																																														
主任 佐藤 卓也	主任 佐々木 敬																																																														
主任 染谷 れい子	主任 齋藤 深雪																																																														
主任 西川 信明	主査 武田 顕	主任主査 藤澤 良志																																																													
	主査 十良澤 福志	主査 佐々木 浩明																																																													
主査 千田 志保	主任主査 瀬川 浩昭																																																														
主任 大野 貴洋	主査 高橋 政喜	主任主査 小島 純																																																													

広域振興局等 企画振興担当

<p>盛岡地方振興局</p> <p>TEL : 019-651-3111 〒020-0023 盛岡市内丸11-1 企画総務部</p>	<p>大船渡地方振興局</p> <p>TEL : 0192-27-9916 〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1 企画振興課</p>	<p>釜石地方振興局</p> <p>TEL : 0193-25-2701 〒026-0043 釜石市新町6-50 企画総務部</p>	<p>宮古地方振興局</p> <p>TEL : 0193-64-2211 〒027-0072 宮古市五月町1-20 企画総務部</p>	<p>久慈地方振興局</p> <p>TEL : 0194-53-4981 〒028-8042 久慈市八日町1-1 企画総務部</p>	<p>二戸地方振興局</p> <p>TEL : 0195-23-9201 〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-3 企画総務部</p>	<p>奥南広域振興局</p> <p>TEL : 0197-22-2812 〒023-0053 奥州市水沢区大手町1-2 経営企画部</p>
---	--	---	--	---	--	--

続々と動き始めた観光振興への取組み

桜の季節がやっと到来、GWも間もなくと迫り、いよいよ観光シーズンが始まるとうしております。平泉の世界文化遺産登録が本年7月に見込まれるなど、平成20年は本県の観光業界にとりまして非常に期待される年となります。

そのような中、4月1日に、岩手県観光宿泊情報ポータルサイト「**岩手の宿**」が開設されました。このサイトは、全国中小企業団体中央会の組合等情報ネットワークシステム等開発事業を活用し、岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合（澤田克司理事長）が開発した観光情報を発信するウェブサイトです。岩手県、県観光協会、県立大学、県旅行業協同組合、北日本銀行及び本会など産学官の協力により開発が行われました。

当サイトは、同じく4月1日にリニューアルされた岩手県観光協会の「**いわての旅**」等と連携し、県内各地の観光情報が最新のIT技術により自動更新される他、観光口コミ情報がネット上にアップされ、観光客や県民、観光関係者間で双方向のコミュニケーションができるようになっているのも特徴となっています。

もちろん県内の旅館ホテル情報も満載されており、県下百数十件の旅館ホテルの連絡先等の基本情報に加え、地図情報、宿泊プラン情報など常に新しい情報が自動更新される仕組みとなっています。県外からの観光客だけでなく、県内の方でも出張や旅行等でお泊りの際には必見のサイトです。（**岩手の宿** URL：<http://www.iwate-navi.jp>）

また、平成20年3月6日には、県南地域観光サイト「**岩手平泉からの旅：web情報誌ゆいたび**」も開設されております。こちらは、昨年度本会が実施した岩手県県南広域振興局委託事業において開発した県南地域の観光情報発信サイトです。平泉郷土館長・盛岡大学文学部教授大矢邦宣氏による平泉の歴史の解説や「**炎立つ**」などで有名な作家高橋克彦氏の記事やインタビューを掲載し、初心者にも分かりやすく岩手や平泉の歴史文化を伝える他、地域の旅館ホテル・文化施設・産直・地産地消型飲食店等が連携した観光プランをモデルとして作成し、販売までを行っています。

（**岩手 平泉からの旅：web情報誌ゆいたび**

URL：<http://minami.iwate-navi.jp>）

動き始めているのは、平泉だけではなく。平成19年2月に本会がいち早く開設した沿岸地域の観光情報サイト「**いわて三陸の旅**」もこの程、コンテンツを追加し、サイトの充実を図っております。当サイトは、三陸沿岸地域の観光旅館・ホテルの宿泊プラン情報を中心とした観光情報の発信サイトです。この度のリニューアルにおいては、岩泉の街中観光を提案する企画記事や宮古の体験施設等を運営する方々への取材記事などを掲載し、沿岸地域への旅の魅力を紹介しております。

（**いわて三陸の旅**

URL：<http://sanriku.iwate-navi.jp>）

近年、旅行者が情報を得る際の手段としてネットの利用頻度やその重要性が益々高くなっております。以上の4つのサイトが相互に連携することで、全国に類のない広がりや深みを持った観光宿泊情報のポータルサイトが出来上がります。この優位性を大いに活用し、岩手からの「商品」を情報発信していければと思います。



岩手の宿 TOP画面



岩手 平泉からの旅：web情報誌ゆいたび TOP画面

通常総会の開催と終了後の事務処理について

組合法改正に際し、昨年より本誌をはじめ研修会の開催等を通じて、改正内容の周知徹底に努めて参りましたが、下記の点にご留意いただきますようお願いいたします。

総会の開催について

1. 組合法改正による総会開催までの変更点

平成 19 年 4 月 1 日改正組合法の施行により、総会開催までに關する事項では下記 3 点が変わりましたのでご留意願います。

決算関係書類及び事業報告書は監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければなりません。

その際、監事が監査報告を理事に通知するまでの期限としては、組合から決算関係書類が提供されてから、原則 4 週間以上を経過した日とされています（ただし、監事が 4 週間以内に監査報告を通知することは特段問題ありません）。

総会の招集は、理事会の議決を経て、理事長が書面（電磁的方法を採用している場合は当該方法による）にて行います。書面には予め理事会で決定された日時、場所、提出議案を記載し、総会会日の 10 日前までに組合員に到達するように通知しますが、新たに理事会の承認を受けた決算関係書類、事業報告書及び監査報告書も、通常総会の通知とともに組合員に提供しなければなりません。

組合は、理事会で承認を受けた決算関係書類及び事業報告書を通常総会の 2 週間前までに主たる事務所及び従たる事務所（従たる事務所へは写し）に備え置かなければなりません。

従って総会開催のための理事会の開催日は総会開催日の 2 週間前までに行うことが必要です。

既に「組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。」と定款で新たに規定された組合であっても、この期間は省略できないことにご留意ください。

2. 総会の成立条件

総会の議決は適法な招集手続きを経たうえで出席した組合員が定足数（総組合員数の半数以上）を満たしてはじめて成立します。出席した組合員の数は書面又は代理人により議決権を行使する組合員の数も含まれますが、代理人による場合は委任状を提出することが必要です。また、代理人の範囲・代理することができる組合員の数は定款に規定されていますのでご確認ください。

3. 総会の提出議案と議決

通常総会への提出議案は、組合法や定款で定められている議決事項を確認し、理事会の審議を経て、総会に提出する必要があります。

また、定款で定めがある場合には緊急議案も上程できますが、その議決権の行使は本人出席している者に限られます。なお除名など事前に手続きの必要な議案は、緊急議案として無効とされますし、組合員全体に深く関係する定款変更や解散などの特別議決を要する議案を取り上げることは避けるべきです。

4. 役員選挙

役員選挙は定款に定められた方法で行わなければなりませんので、事前に定款を確認し、選挙前には定款に定められた方法を説明し議場に諮ることが必要です。

主な総会議決事項（事業認可組合の場合）

法定議決事項	
普通議決	決算関係書類の承認 事業計画及び収支予算案の設定 経費の賦課及び徴収の方法 役員の変更 規約の制定・改正又は廃止など
	特別議決
	定款の変更 組合員の除名 組合の解散 組合の合併など
3分の2以上の賛成で決する	
任意議決事項	
普通議決	借入金残高の最高限度額 1 組合員に対する貸付又は貸付保証の残高の最高限度額 加入金（規定がある場合） 役員報酬（理事と監事を区分） 過剰金 その他理事会で必要と認める事項

通常総会終了後の手続き等

1. 議事録の作成

議事録は文字通り組合会議の討議状況の記録のほか、各種手続きの添付書類となりますので総会或いは理事会終了後遅滞なく下記項目を必ず記載し作成するようご留意下さい。

(1) 総会議事録記載事項（注：下記記載事項は必要最低限のもので下記以外の記載事項についてはここでは省略します）

招集年月日 開催日時及び場所 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
組合員数及び出席者数並びにその出席方法 出席理事の氏名 出席監事の氏名 議長の氏名
議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)

(2) 理事会議事録記載事項（注：下記記載事項は必要最低限のもので下記以外の記載事項については、ここでは省略します）

招集年月日 開催日時及び場所 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
出席理事の氏名 出席監事の氏名 出席組合員の氏名 議長の氏名 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)

監事が理事会に出席した場合は必ず署名(又は記名押印)しなければなりません。

2. 理事会の開催...役員を改選した場合は役付理事の選任のため総会途中改選直後、総会終了直後又は後日に開催します。

3. 欠席組合員への通知...決議事項の通知は円滑に組合を運営するために非常に重要です。

4. 経理処理等...剰余金処分の振替、脱退者への払い戻し、配当金の支払い等を要します。

5. 所管行政庁への提出...届出、認可申請等は、所定の申請書(A4版)に関係書類を添付して所管行政庁に提出します。中央会にも提出願います。

(1) 決算関係書類；通常総会で承認を受けた日から2週間以内に提出します。

添付書類； 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分又は損失処理の方法を記載した書面 総会議事録又は謄本

(2) 役員の変更届出；役員改選があった場合、就任日の翌日から2週間以内に提出してください。

添付書類； 変更した事項を記載した書面(新旧役員の比較対照表) 変更年月日及び変更理由を記載した書面 総会議事録又は謄本 理事会議事録又は謄本(役付理事に変更があった場合)

(3) 定款変更の認可申請；定款の変更は認可されることで初めて効力を発しますので、速やかに行いましょう。

添付書類； 変更理由書 変更しようとする箇所を記載した書面 定款変更を決議した総会議事録又は謄本(認可申請書は正本2通、協業組合・商工組合は正本2通と写し1通、生活衛生同業組合は正本1通と写し2通を要します。 所管庁が共管となっている場合はその必要部数) 【変更が事業計画又は収支予算に係るものであるとき】定款変更後の事業計画書又は収支予算書

6. 変更登記...代表理事以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

(1) 代表理事変更...就任承諾日の翌日より起算して2週間以内(再任の場合も必要です。)

(添付書類)

再任の場合 総会・理事会議事録又は謄本 就任承諾書 定款

新任の場合 前記書類一式 印鑑届出(理事長印) 印鑑証明書(新代表理事個人の実印)

新代表理事を選任した理事会議事録に記名捺印した理事全員の印鑑証明書(前代表理事が理事に残り、当該議事録に前代表理事が届出である理事長印を押印した場合は添付不要)

(2) 定款変更(登記事項のみ)

所管行政庁より定款変更認可書が到着した日の翌日から起算して2週間以内。

出資総口数及び対入済出資総額の変更登記については、事業年度末の総額で一括登記できます。

この場合は、事業年度終了日の翌日より起算して4週間以内に行う必要があります。

(添付書類)

総会議事録又は謄本
定款変更の認可書

7. 納税申告及び納税...事業年度終了後2ヶ月以内に行います。(但し、総会終了後)

下請いじめは許さない！

国では、不当廉売、優先的地位の濫用など中小企業に不当な不利益を与える「不公正な取引方法」について、独占禁止法に基づき適切に対応することが重要と認識の上、様々な施策を打ち出しています。

本誌では、平成 20 年 3 月 25 日に発表された『「不公正な取引方法」に係る経済産業省と公正取引委員会との協力スキームの構築について』、平成 20 年 4 月 1 日に設置された『下請かけこみ寺』、そして最近の下請法に関連する勧告事例などについてご紹介します。

「不公正な取引方法」に係る経済産業省と公正取引委員会との協力スキーム構築される

経済産業省では、不公正な取引方法に係る違反疑義行為情報を効果的に収集し、機動的に調査・処分を行うため、以下のような公正取引委員会との協力体制を構築するとしている。

違反疑義行為の情報収集に係る協力について

両機関による情報の積極的把握 事実を特定し周辺情報の収集と公正取引委員会への通報 事案の重要度などに応じて公正取引委員会に対し中小企業庁からの措置請求 独占禁止法 41 条に基づき経済産業省へ調査囑託など

違反疑義行為の審査に係る協力について

違反事件審査等に協力する為、経済産業省での要員の確保 実際の要員について公正取引委員会事務総局に併任発令 審査における公正取引委員会と併任者での調査実施

公正取引委員会と経済産業省との連絡会議の設置

取引上のお悩み解決「下請かけこみ寺」が業務開始

中小企業庁では、中小企業者の取引上の様々な悩みや相談に対応するため、平成 20 年 4 月 1 日「下請かけこみ寺」を開設しました。下請かけこみ寺は本部を（財）全国中小企業取引振興協会に置き、各都道府県に設置しました。本県では、（財）いわて産業振興センターとなります。

下請かけこみ寺の業務内容

各種相談の対応：取引に関する様々な悩み等に、下請法や中小企業の取引問題に知見を有する専門家が親身になって耳を傾け、適切なアドバイスを行う。

迅速な紛争解決：中小企業が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争手続（ADR）を用いて、全国の登録弁護士が中小企業の身近なところで調停手続等を行う。

下請適正取引ガイドラインの普及啓発

中小企業に対する「下請適正取引等の推進のためのガイドライン（ ）」の説明会を業種ごとに開催するなど、普及啓発を図る。

（ ）：下請取引に関するベストプラクティス事例（理想的な良い取引関係）や下請法等で問題となりうる行為等、業種別に分かりやすく提示したもの。（ガイドライン作成業種：素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、広告、建設業、トラック運送業、建材・住宅設備産業（10 業種））

岩手県中央会では、下請適正取引推進ガイドライン普及啓発説明会を開催します！

本会では、下請かけこみ寺事業のうち、上記説明会を、平成 20 年度事業として、繊維、広告、建設業、トラック運送業の 4 業種について、開催する計画です。

説明会では、同ガイドラインの説明のほか、ディスカッションを行い参加者の方々の生の声をお聞きする予定です。

摘発増加！ ～下請法に基づく警告・勧告が急増？～

昨年までは、10件程度だった摘発件数が、平成20年3月から4月にかけては、5社がたて続けに勧告をうけています。

摘発事例その1

運送業者に不当減額代金1億7千万円の支払い勧告（平成20年3月26日）

運送業者「A社」が下請け業者への貨物運送代金を不当に減額したとして、公正取引委員会は3月26日、下請法に基づき減額代金約1億7千万円の支払いと再発防止を勧告した。

公取委によると、同社は平成18年9月から19年9月まで、県内の24業者を含む26都道府県の344業者に、原油高騰による赤字などを理由に0.5～20%の値引きを要請。最大で約2,600万円減額された業者いたという。

公取委は、平成18年以前にも不当な減額をしていたとみている。

摘発事例その2

B社電機子会社に再発防止を勧告（平成20年3月28日）

「B電機ロジスティクス」が下請業者に不当に値引きをさせたとして、公正取引委員会は再発防止を求めて勧告した。

公取委によると同社の事業所は平成18年4月から19年6月までの間、下請業者計21社に対し、代金の値引きを要求し、約1億5,790万円を不当に減額させた。

値引きの額は平均約751万円で、約3,440万円を値引きさせられていた下請業者もあった。

摘発事例その3

下請け委託料を不当減額 菓子卸売業者（平成20年4月2日）

チョコレート、和菓子の卸売会社「C社」が手数料名目で下請業者への委託料を不当に減額していたとして、公正取引委員会は同社に対し、平成18年2月から平成19年11月の委託料の減額分約7千万円を156業者に支払うよう勧告した。

公取委によると、同社は、菓子や包装資材の製造を委託していた下請業者に「支払手数料」「物流手数料」などの名目で、委託料を1～2%減額、また「伝票代」と称し、伝票1枚につき20円と製造を委託した1品目につき5円を減額していた。

ところで～下請法～とは

下請法（下請代金支払遅延等防止法）は、親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用などを取り締まるために制定された特別の法律で、昭和31年に制定され、平成15年及び17年の改正で特段に強化されています。ポイントして以下のとおり親事業者の義務と禁止事項が定められています。

親事業者の義務

書面による発注：発注の際は、書面を作成してその書面を直ちに下請事業者に渡す必要があります。

支払期日の決定：発注書面には「支払期日」を定め、記載する必要があります。

取引が完了した後も、取引の内容を記録し、2年間保存する必要があります。

遅延利息の支払い：支払いが遅れた場合は、遅延利息を支払う必要があります。

親事業者の禁止行為

受領拒否	下請業者に責任がないにもかかわらず、発注した物品等を受領しないことです。発注の取消しや納期の延期も受領拒否になります。
下請代金の支払い遅延	親事業者が発注した物品等の受領日から60日以内で定められた支払期日までに下請代金を支払わないことです。
下請代金の減額	下請業者に責任がないにもかかわらず、発注時に決めた下請代金を発注後に減額することです。協賛金、値引きなどの名目にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されています。
不当返品	下請業者に責任がないにもかかわらず、受領した物品等を返品することです。
買ったたき	下請代金を決める際に、通常支払われる対価に比べて著しく低い価格を親事業者が一方的に定めることです。
物の購入強制・役務の利用強制	正当な理由がないにもかかわらず、親事業者が自社製品等の購入や、親事業者が指定するサービスとの利用を強制することです。
報復措置	下請業者が親事業者の下請法違反行為を所管行政庁に知らせたことを理由として、親事業者が取引の停止や減額、その他不利益な取扱いをすることです。
有償支給原材料等の対価の早期決済	親事業者が有償で支給した原材料の代金を、下請業者が原材料を用いて製造した物品等の代金よりも早く支払わせることです。
割引困難な手形の交付	下請代金の支払いに対して、一般的な金融機関で割引が困難な手形を交付することです。
不当な経済上の利益の提供要請	正当な理由がないにもかかわらず、親事業者が自己のために下請業者に対して、金銭・役務の提供をさせることです。
不当な給付内容の変更、不当なやり直し	下請業者に責任がないにもかかわらず、親事業者が事後に発注内容を変更したり、やり直しをさせることにより、下請業者の利益を不当に害することです。

とにもかくにも“人づくり”セミナー開催

岩手労働局からの受託事業「2007年問題対応U・Iターン事業」の一環として、ものづくり企業の方々を対象に、3月21日（金）花巻市のホテルグランシェール花巻にて標記セミナーを開催した。

セミナーは、第1部が兵庫県立大学環境人間学部教授の中沢孝夫氏（4月から福井県立大学所属）より、第2部が㈱組織デザインの松崎俊道氏よりそれぞれ講演をいただいた。

【第1部】

「“よい会社”の共通点」と題し講演。中沢講師は、業種を問わず伸びている会社についての共通点として、まず、会社はインプットされたもの等を変換させてアウトプットする所と捉え、伸びる会社は、変換の中身を時代の変化やニーズに合わせて変えていると説明。また、人づくりでは、社内の人材の仕事能力レベルを4段階にわけ、その一番上のレベル4（取引先との案件の相談ができ、かつ提案ができる）の人材が重要で、社内にどれだけこのレベル4の人間を作れるかがポイントであり、仕事を教えることを意識的にしていかなければならないと説いた。

【第2部】

「人と組織の元気を創る～人づくりのカイゼン」と題し講演。松崎講師は、人づくりのカイゼンを進める際、リーダーは目標の設定にあたっては、目標を断言・明言・公言し、目標を達成したならば、すぐに新たな目標を設定し、目標に向かう行為を習慣化することが大切であると説明。会議の際も、ただだらと行うのではなく、短時間集中で定刻開始・定刻終了によってメリハリをつけること、過去のことを議論するのではなく、「今から」のことを議論していくことを意識的に行っていかなければならないと説明。



中沢孝夫氏



松崎俊道氏

【会 員 動 向】

遠野すずらん振興協同組合	満点カードで納税が可能に！	3/25
	<p>遠野すずらん振興協同組合（理事長 佐々木 博）が発行しているポイントカード「スキップカード」の満点カードでの税金、公共料金の納付が4月から受け付けられることとなった。これに伴い、遠野市と組合の協定締結式が3月25日遠野市役所で行われた。満点カードでは市県民税、固定資産税、軽自動車税その他、介護保険料、保育料、学校給食費など大半の公共料金を納付することが可能となっている。</p>	
岩手県電機商業組合	「家電困りごと相談センター『デジタル110番』」開設！	4/2
	<p>岩手県電機商業組合（理事長 主浜 堯）が地上デジタル放送に関する相談に応じる「家電困りごと相談センター『デジタル110番』」を開設。県青少年会館で4月2日オープン記念式典を開催した。</p> <p>「デジタル110番」は、全国電機商業組合連合会の地上デジタル放送以降に向けた取り組みで、消費者が全国共通のナビダイヤル（0570-010186）に電話すると、各都道府県の電機商業組合に転送され、組合を通じ、最寄りの「デジタル110番」登録認定店（組合員）に依頼される。その後電話連絡が入る仕組みとなっている。電話相談で問題が解決できない場合には、登録認定店（組合員）が直接訪問し、不具合等について診断する。</p>	

～ 先進組合事例のご紹介～

全国中央会が、毎年共同事業等に先進的に取り組んでいる組合事例を収集し、発行している「先進組合事例抄録」から、毎月本誌面で全国の組合を紹介していきます。

日運茨城事業協同組合

所在地	〒319-1102 茨城県那珂郡東海村石神内字庚塚 1945-1			設 立	昭和49年4月
出 資 金	145,500千円	電 話 番 号	029-282-7121	F A X	029-282-7119
地 区	茨城県一円	主 な 業 種	貨物自動車運送事業	組 織 形 態	同業種同志型組合
組 合 員 数	15人	専 従 理 事	1人	組 合 従 業 員	4人
U R L	http://www.mito.ne.jp/~nitiunky/				

車両の稼働率アップのために、帰り荷の受注確保に重点を置いて、組合が独自の営業活動を展開。順調に売上を伸ばし、特定顧客への依存体質からの脱却を実現しつつある。

背景と目的

日立物流の協力的な任意団体を母体として発足。設立当初は組合員の売上の多くを日立物流に依存していた。しかし、日立製作所の生産拠点の移転などにより、輸送量が減少。以前は組合員の売上平均で7～8割を占めていた日立物流からの仕事が、4～5割程度にまで減少してしまった。また、運賃の低下や燃料費の上昇がそれに追い打ちをかけるなど、組合員の経営状況は厳しくなる一方であった。こうした状況を打開すべく、組合は新たな受注先の開拓を目指し、独自の営業活動を行うこととなった。

事業・活動の内容

日立物流からの仕事では“行き荷”が大半を占めているが、以前は多くの組合員が片道だけの運賃で経営が成り立っていた。しかし近年では、運賃の低下をはじめとする経営環境の変化により、トラック稼働率の低さという問題が表面化していた。そこで組合は“帰り荷”に着目し、その部分に重点を置いて営業活動を展開。本事業の特徴として、組合が受注した仕事が一定の軌道に乗れば、その仕事は担当の組合員に任せられるという点が挙げられる。その結果、組合は新たな事業の確保に注力することが可能となる。

成 果

こうした取り組みの結果、組合は首都圏を中心とした各地から、新たな受注を確保することができ、年間約2900万円の売上（平成18年度実績）を実現することができた。さらに、平成19年度分として、新たな受注先の目途も立っており、組合による共同受注事業は、今後も更なる売上の増加が期待できる状況にある。また、平成18年度には、組合のウェブサイトも立ち上げ、組合員間の連絡に役立っているほか、対外的には組合及び組合員のPR媒体として、新たな受注先確保のため、積極的なサイト運営を行っていく予定。

-日雇派遣指針、労働者派遣法施行規則の改正について-

厚生労働省では、日雇派遣指針の策定、労働者派遣法施行規則の改正により、日雇派遣労働者の雇用の安定等に向けた取り組みを進めており、この指針等に基づいて、都道府県労働局が周知啓発や指導監督を行っています。この指針は、日雇派遣労働者を雇用する派遣元事業主と日雇派遣労働者に指揮命令する派遣先の双方が講ずべき措置を定めています。今回は、この指針及び施行規則改正について、主な部分をご紹介します。

日雇派遣指針の概要

第1 趣旨

指針の対象となる日雇派遣労働者の範囲は、「日々または30日以内の期間を定めて、派遣元事業主に雇用される者」です。但し、30日以内の期間を定めた派遣契約を更新し、通算30日を超えるような場合でも対象となります。

第2 日雇派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

派遣元事業主と派遣先は、労働者派遣契約を締結する前に、日雇派遣労働者の就業条件をよく確認しなければなりません。また派遣先は、労働者派遣契約の解除の際、派遣元事業主の合意を得なければなりません。派遣元事業主と派遣先は連携して、労働者派遣契約の解除が行われた場合には、就業斡旋をするなど、日雇派遣労働者の就業機会の確保を図らなければなりません。派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約を解除する場合、日雇派遣労働者の就業確保を図らなければなりません。派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約を解除する場合、日雇派遣労働者の就業確保を図らなければなりません。派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約を解除する場合、日雇派遣労働者の就業確保を図らなければなりません。派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約を解除する場合、日雇派遣労働者の就業確保を図らなければなりません。

第3 労働者派遣契約に定める就業条件の確保

派遣元事業主は、定期的な派遣先の巡回、派遣労働者からの就業状況の確認等により労働者派遣契約に定められた就業条件を確保しなければなりません。また派遣先は、指揮命令者等の関係者への就業条件の周知徹底、労働者派遣契約ごとに少なくとも1回以上の就業場所の巡回・指揮命令者からの就業状況の報告等により、労働者派遣契約に定められた就業条件を確保しなければなりません。派遣先による就業場所の巡回等については、日々の労働者派遣契約であれば、毎日行わなければなりません。また、1週間の労働者派遣契約であれば、1週間に1回以上行わなければなりません。

第4 労働・社会保険の適用の促進

派遣元事業主は、日雇派遣労働者が所持する手帳への印紙の貼付又は必要な届出などを適切に行わなければなりません。派遣元事業主は、派遣先に対し、当該日雇派遣労働者に係る労働・社会保険の手續状況を通知し、これが行われていない場合は、派遣先と派遣労働者にその理由の通知を行わなければなりません。派遣先は、派遣元事業主が適切に手續を行っていないと考えられる場合には、適切に行ってから派遣するよう求めなければなりません。

第5 日雇派遣労働者に対する就業条件等の明示

派遣元事業主は、労働基準法に定められた労働条件の明示を、文書により確実に行わなければなりません。派遣元事業主は、労働者派遣法に定められた就業条件等の明示を、モデル就業条件明示書の活用等により、確実に行わなければなりません。

第6 教育訓練の機会の確保等

派遣元事業主は、日雇派遣労働者が職務を遂行するために必要な教育訓練を派遣就業前に実施しなければなりません。派遣元事業主は、職務を効率的に遂行するための教育訓練を実施するよう努めなければなりません。派遣元事業主は、その他の教育訓練についても、実施が望まれるとともに、仕事の内容や手順、注意点等については、日雇派遣であっても派遣元事業主がきちんと実施することが必要です。

第7 関係法令等の関係者への周知

派遣元事業主は、派遣労働者登録用のホームページや登録説明会で、関係法令の周知を行わなければなりません。

ません。また、文書の配布等により、派遣先、日雇派遣労働者等に関係法令の周知を行わなければなりません。派遣先は、派遣労働者や日雇派遣労働者を直接指揮命令する者等の関係者に、関係法令の周知を行わなければなりません。

第8 安全衛生に係る措置

派遣元事業主は、雇入れ時の安全衛生教育を行わなければなりません。派遣先は、危険有害業務就業時の安全衛生教育を確実に実施しなければなりません。例えば、グラインダー等の研削砥石の取替え又は取替え時の試運転の業務や、アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務については、危険有害業務に当たります。

第9 労働条件確保に係る措置

派遣元事業主は、日雇派遣労働者の賃金の一部を控除する場合には、購買代金、福利厚生施設の費用等、明白で適正な労使協定を締結した場合に限り認められることに留意し、不適正な控除が行われないようにしなければなりません。派遣元事業主は、集合場所から就業場所への移動時間等であっても、日雇派遣労働者とその指揮監督の下にあり、自由利用が保障されていないため労働時間に該当する場合には、労働時間を適正に把握し、賃金を支払わなければなりません。その他、派遣元事業主と派遣先は、労働基準関係法令を遵守しなければなりません。

第10 情報の公開

派遣元事業主は、労働者派遣の実績、派遣料金、派遣労働者の賃金、教育訓練等の事業運営の状況に関する情報の公開を行わなければなりません。

第11 派遣元責任者及び派遣先責任者の連絡調整等

派遣元事業主及び派遣先は、派遣労働者の苦情や安全衛生等について連絡調整を行わなければなりません。

第12 派遣先への説明

派遣元事業主は、派遣先がこの指針を適用できるようにするため、日雇派遣労働者を派遣することを説明しなければなりません。

第13 その他

日雇派遣に係る派遣元事業主及び派遣先にも、現行の派遣元指針及び派遣先指針は当然に適用されます。

労働者派遣法施行規則改正の概要

第1 事業報告書の報告事項の追加

年1回労働局に提出する事業報告書において、日雇派遣労働者の数等の報告を義務化しました。

第2 派遣先責任者の選任の義務化

労働者派遣が1日を超えない場合には、派遣先責任者の選任が不要でしたが、必要となりました。

第3 派遣先管理台帳の作成の義務化、記載事項・通知事項の追加

労働者派遣が1日を超えない場合には、派遣先管理台帳の作成が不要でしたが、必要となりました。派遣先管理台帳の記載事項に、派遣就業をした場所を追加しました。派遣先管理台帳に記載される、派遣就業をした場所、従事した業務の種類について、派遣先から派遣元事業主に対する通知事項に追加しました。

以上に関する相談・連絡先は、岩手労働局職業安定課(電話：019-604-3004)です。

ガソリン・軽油販売関連中小企業者への金融支援対策について

今般、中小企業庁では、ガソリン・軽油に係る暫定税率が期限切れを迎えたことに伴い、4月1日よりガソリン・軽油販売関連の中小企業者を対象に以下の措置を講じることとしましたので、紹介します。

第1 特別相談窓口の設置

政府系中小企業金融機関(中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫)、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会及び各経済産業局に「ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓

口」を設置、中小企業者に対する経営上の相談を受け付けます。

第2 セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の適用

影響を受ける中小企業者については、政府系中小企業金融機関において、セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）が利用可能です。なお、ガソリン・軽油の安定供給に関する相談については、4月1日に経済産業省本省及び各地方経済産業局に設置の「ガソリン・軽油に関する相談窓口」にお問い合わせ下さい。

本件に関するお問い合わせ先 中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室 伊藤補佐、野田係長
(電話：03-3501-1511(内線 5251) 03-3501-2698(直通))

外国人研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針が公表されました

法務省入国管理局では、昨年12月にこれまでの「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」を見直し、新たな指針を公表しました。新しい指針には、適正な研修・技能実習を実施するために、受入団体や企業が留意すべき事項、行ってはならない不正行為について、明示されています。

具体的な内容は、受入の際の一般的な留意事項として、制度本来の趣旨(国際貢献)を理解する 不適切な方法(パスポートの預かり等)による研修生・技能実習生の管理禁止 研修手当、賃金を確実に支払い、通帳等は本人の要望があっても預からないこと等が明記されました。

また、事業協同組合などの第一次受入機関が留意すべき事項としては、研修に関する監理を十分に行い、監査・報告が的確に行える体制を確保する 受入機関以外が介在し、実質的に研修の監理を行うことの禁止 監査に当たっては研修生から直接話を聞いたり、研修日誌を確認するなどし、監査の実効性を高める 第一次受入機関が第二次受入機関から徴収する管理費は実際の負担額を勘案し、適正な額の管理費を設定する他、送り出し機関への管理費を研修生から徴収しないこと、等が明記されています。

その他の事項としては、送り出し機関との関係における留意事項や研修・技能実習を継続できなくなった場合の措置が明記され、どのような行為が不正行為に該当するかについて、各類型に具体例を盛り込むとともに、いくつかの類型については再分類を設けるなど、不正行為認定の対象となる行為が明確化されました。

「集団化事業実施組合の既存集積区域のリニューアル実施人数要件」大幅に緩和される

本年3月、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令」が施行され、従来、集団化事業を実施した事業協同組合及びその組合員等が、既存の集積区域の再整備事業を行う場合の人数要件が大幅に緩和され、「5人以上 1人以上」となりました。これにより、過去に高度化事業を実施した事業協同組合等が今後、既存集積区域の再整備事業を行う場合の利便性の向上が図られるようになりました。

(変更した条文)

第35条

(4) 以下のいずれかの事由に該当すると認められるときは、5人以上)～

次に掲げる事由に該当する場合には、それぞれ次に定める人数以上)～

同号イ 「認められる場合」 「認められる場合一人」

同号ロ 「場合」 「場合五人」

詳細は、全国中央会HP <http://www2.chuokai.or.jp/hotinfo/080324koudoka.pdf> をご覧下さい。



景況感の低迷続く(平成20年2月)

全体の概要

前月と同様、一般機器製造業では米国経済の減速に伴う需要鈍化等を背景として、また、その他多くの業種でも、所得環境の低迷等に伴う消費の抑制や公共事業の減少等により売上高が減少した。

一方、燃料や原材料価格の高騰等のコストアップによる収益性の悪化も目立っており、県内中小企業の景況は依然厳しく、更に、為替レートの変動も加わって先行きが懸念される状況にある。

主な業界及び地域組合等の動向

漬物製造業

原油高騰のため、全ての資材、原料の値上げ要求があった。価格転嫁したかったが、中国ギョウザの事件のため風評被害が広がり、中国原料を使用している製品は、スーパー等の陳列棚から下げられるなど、値上げよりも、逆に販売自体に苦慮する等、最悪の事態となった。

鉄鋼・金属製造業

鋼材急騰の件で県庁の県土整備部長等とお会いし、県当局へ要望した。見積書に、「鋼材急騰に伴うコスト負担のお願い」の文書を添付し、適正価格での受注に組合員各自努力する。

一般機器製造業(北上市)

当管内にて、派遣社員等(正社員以外)の契約解除が見られる。また、コストダウンの要請が強い。

水産物卸売業

2月の水産物取扱高は取扱量で1,513トン(前年同月比1.8%減)。取扱金額では1,251百万円(前年同月比0.2%減)となった。今年は閏年で、営業日が1日多かったことも、前年同月比の減少幅を小さくした。

各種商品小売業(盛岡市)

当月も前月に引き続き、前年同月比で100%を超えたが、これはうるう年の要因程度のもので、実態はマイナス基調にある。産直品アンテナショップが食

の安全への意識からか売上げを伸ばした。

燃料小売業

サウジアラビアの3月積みLPガスFOB価格(船荷渡価格)は、プロパン・ブタンともにトン当たりで前月比20ドル上昇のプロパン820ドル、ブタンが825ドルとなった。原油高の高止まりに連動し、1~3月期の平均で前年同期に比べて、300ドル以上の異常高にある。

商店街(盛岡市)

商店街の景況は、非常に厳しい。クレジットの取扱高は前年より上回ったが、売上げ全体としては前年並みになることから、現金買いから、クレジットへシフトしたものと思われる。家計費に占める最寄品の割合が高く、灯油・ガソリンの高騰が、買回り品の売上げに大きく影響を与えている。

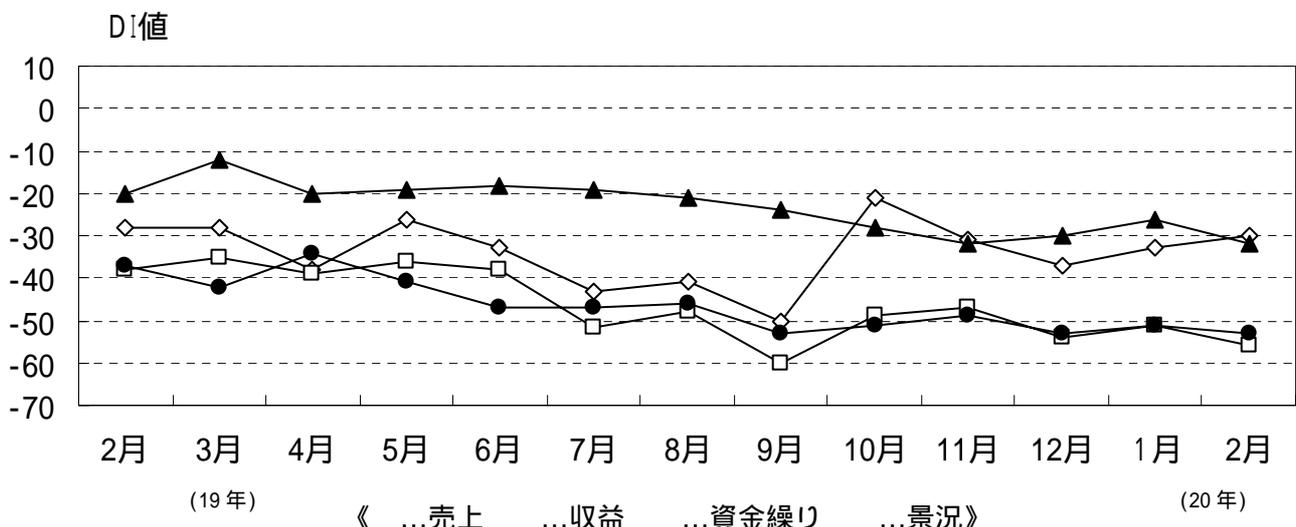
旅館業

各地の冬まつり等に人出がみられたが、宿泊にさほど結び付かず、歳祝いの取り扱いも減少傾向で、厳しい業況が続いている。

倉庫業(矢巾町)

今年に入り、何件かの物流拠点にできる施設についての照会があった。原油価格の高騰により、各業界での動きがあり、情報収集に努めて対応していかなければならない。

売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D Iの推移グラフ(H19年2月~H20年2月)



いわて産業振興センターからのお知らせ

～(財)いわて産業振興センターの設備貸与～ 設備貸与の申込受付中!

(財)いわて産業振興センターでは、中小企業の方が設備(動産)を導入する手段のひとつとして、設備貸与事業を行っております。

この制度は、中小企業の方が希望する設備を、センターが代わって購入し、センターから割賦で取得するものと、リースで調達するものがあります。

平成20年度分の受付を既に開始しています。

貸与及びリース制度の概要は、次のとおりです。

1 設備貸与(割賦販売)

対象企業 県内に事業所・工場を有する中小企業

金利 年2.3%

返済期間 5年～10年

利用限度額 100万円～1億円(消費税を含む)

2 リース(ファイナンス)

対象企業 県内に事業所を有する小規模企業者で、原則として従業員20人以下の企業(商業・サービス業は5人以下)

リース料 5年返済 月額1.860%

7年返済 月額1.382%

利用限度額 100万円～6,000万円(消費税を含む)

いわて産業振興センターでは、設備代金の2分の1以内を無利子で貸し付ける「設備資金貸付制度」も実施しております。

詳細につきましては、(財)いわて産業振興センター(: 019-631-3821)までお問い合わせください。

主要日誌 (3月1日～3月31日)

中央会主催事業

- 3/ 5 組合決算講習会
- 3/ 6 県南観光産業セミナー
- 3/13 異業種交流支援事業(第3回)
- 3/17 組合自治監査講習会
- 3/19 第3回理事会
- 3/21 とにかくにも“人づくり”セミナー

関係機関・団体主催行事への出席等

- 3/ 4 信用保証協会審査会
- 3/ 6 労働条件確保改善推進委員会
農商工連携セミナー
岩手県交通安全対策協議会幹事会
- 3/ 7 岩手県産業貿易振興協会理事会
- 3/11 (財)クリーンいわて事業団評議委員会
岩手地方労働審議会
- 3/14 雇用能力開発機構運営協議会

- 3/17 がんばる小規模企業応援プランに係る会議
- 3/18 岩手県消費生活審議会
子育て支援連絡会議
- 3/19 第4回県央地場産業振興研究会
- 3/21 いわて産業振興センター貸付審査委員会
花巻市審査委員会
- 3/24 花巻市技術振興協会第2回理事会
岩手県信用保証協会第4回理事会
- 3/25 岩手経済研究所理事会・評議員会
- 3/26 岩手県高等学校就職問題検討会
ふるさといわて定住財団第2回理事会
岩手産業保健推進センター運営協議会
- 3/27 岩手共同募金会評議員会
県産製材品販路拡大実践事業評価検討委員会
- 3/28 岩手県地域労使就職支援機構総会
いわて世界遺産観光推進会議